

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成20年3月7日
【会社名】 株式会社エムティーアイ
【英訳名】 MTI Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前多 俊宏
【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】 03 (5333) 6323
【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画室長 兼 広報・IR室長 松本 博
【最寄りの連絡場所】 同 上
【電話番号】 同 上
【事務連絡者氏名】 同 上
【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成20年2月21日付で提出した臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正内容】

訂正箇所は___線で示しています

2. 発行数

(訂正前)

新株予約権397個(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株)

なお、下記5に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数について同様の調整を行う。

(訂正後)

新株予約権393個(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株)

なお、下記5に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数について同様の調整を行う。

4. 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

174,984,429円

5. 新株予約権の目的である株式の種類および数

(訂正前)

普通株式397株

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じた1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で目的である株式の数を調整する。

(訂正後)

普通株式393株

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じた1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で目的である株式の数を調整する。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- ③ 上記①および②のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(訂正後)

1株当たり445,253円

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、445,253円とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- ③ 上記①および②のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

11. 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

(訂正前)

合計64名であり、その内訳は下記の通りです。

当社従業員 64名 397個

(訂正後)

合計63名であり、その内訳は下記の通りです。

当社従業員 63名 393個